

4 ページ 発信!

奄美 シマの 自然と文化を

世界へ!

発行：環境省奄美自然保護官事務所

NEWS

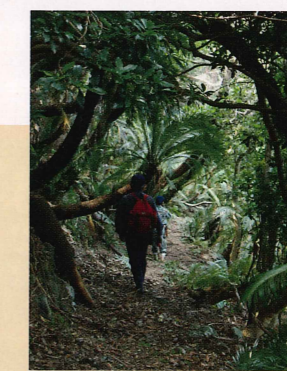
このニュースレターでは、奄美群島にお住まいのみなさんに、世界自然遺産登録や国立公園指定に向けた取組状況をお知らせします。ぜひお読みいただき、奄美のことを一緒に考えていきましょう!

LETTER

第3回 奄美地域の国立公園指定・世界自然遺産登録に向けた地域づくり検討会



2月13日に奄美市で、自然や観光、地域振興などの有識者に集まっていただき、国立公園・世界遺産を活かした奄美群島の地域づくりについて話し合う会合が開かれました。奄美が豊かになるためにどういったことに取り組むべきか、事業メニュー案が示されました。

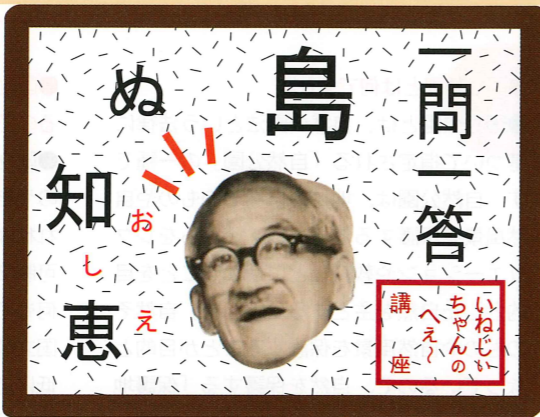


- 事業メニュー案 (一部)
- ・群島全域で歩く利用を促進するための長距離自然歩道整備
- ・シマ (集落) めぐりエコツアー
- ・市町村ごとにシンボルとなる生きものを決める市町村一村一生物運動
- ・奄美ならではの製品のブランド化による販売促進
- ・大島紬生産工程の復活
- ・島外からの支援・協力を得るためのふるさと納税の活用



議論の中で次のような意見が印象に残りました。

- ハブがいる島とない島とで同じ生きものでも大きく生態が違う。各島の違いを魅力として上手に発信することが重要
- 世界遺産登録は地域の生活を良くするための手段である。それを島民に強く意識してほしい。
- 自然と文化の両方を活かしていくためには文化力を向上する必要がある。そのために教育にも力を入れることが大切である。
- 世界遺産登録に向けたこの5年の奄美の変化には目を見張るものがある。引き続き自然保護のために地域でできることは自ら実施してほしい。



1 ようほう、忘れるなごお。水がなければ生きられん。空気がなくても生きられん。土がなくても太陽がなくても生きられん。かんたんな話でしょう。鳥も虫も草木も同じ。エビもカニもサカナも同じ。わきやなきや人間も同じよな。かんたんじゃあ。

3 かんがえいらん。水と食べ物がなかったら何回生きられる? きれいな水もおいしい空気も食べ物も全部自然の恵みじゃがね。



2 水と空気。土と太陽。そして生きもの。それを「自然」ちいこんぞう。かんたんじゃあ。

4 かんたんなのにすく忘れるわけ。それが人間なわけ。うごまうしやあ。(いわけん) 忘れるなごお。

5 島にはきれいな水もおいしい空気も生き物もいっぱいあるがね。自然の恵みを受け続けるためには自然の量も質もちゃんと残していかなばもつらんくなごお。簡単な話でしょう。だから忘れらんぞねえ。

【簡単な自然の残し方のお話の巻】

編集後記

10月20日。そして3月11日。あれから4年前後。私たちは自然の猛威と恐怖を体験しました。自然は私たちの生活を支える土台。自然が惜しみなく恵みを与えてくれるので、私たちは土台が有限であることを忘れがち。このまま過剰に利用し続けると地球規模の気候変動が起きて、いつか自然のしっぺ返しがと言われたのは既に30年前。忘れてはならないと強く思う黒豚でした。(黒豚編集長)

連絡先：環境省奄美自然保護官事務所
電話：0997-55-8620

～コラム～ 奄美の山ひとり歩き

森にはあえて厳しい環境に身を置くことで生き残り戦略をとる植物たちがいます。マングローブは真水でも育つことができますが、本来植物が嫌いな塩分を含む汽水域に適応し、生息範囲を広げる戦略をとっています。また溪流沿い植物というグループは、大雨などで定期的に氾濫する川岸で、水流に流されないようサイズを小さくすることで生存を図っています。



溪流に咲くヒメミヤマコナスビ

厳しい環境に適する、または受け流す。4月から環境が変わる人たちにそんな植物がいることをお伝えしたいです。

世界自然遺産登録に向けた取組（その3）

～ 調査研究 ～

奄美野生生物保護センターでは、アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、アマミヤマシギの3種類の絶滅のおそれのある動物の生息状況や繁殖生態の解明など、各種の調査・研究に取り組んでいます。他にも、奄美にいる専門家や全国の研究者たちの調査・研究活動に協力しています。

こういった研究の成果は、奄美群島の貴重な生きものたちの保護だけでなく、世界自然遺産候補地の検討などにも活かされています。

写真1：アマミノクロウサギのフン調査
写真2：アマミヤマシギの足輪標識調査
写真3：ロードセンサスの様子



世界自然遺産登録に向けて、さまざまな取組を加速させていくことが求められる奄美群島。「世界自然遺産登録に向けた取組」と「奄美群島の島々の魅力」を紹介していきます。



●世界自然遺産登録候補地「奄美・琉球」の島々

～ 喜界島 ～

奄美群島の中では、最も「若い島」である喜界島。日本の島の中で最も早い速度で隆起しているという。喜界島も新たな国立公園の指定予定地になっていて、その自然の魅力を紹介します。

- ①百之台公園…隆起サンゴ礁の段丘斜面（森林）の下に広がる畑地とシマ（集落）、そして海。島の成り立ちがわかる景観が一望できます。
- ②阿伝…サンゴを利用した石垣がどこか懐かしさを感じさせてくれます。ガイドの話聞きながら集落をのんびり散歩できます。
シマあるきガイド「よんよ〜り喜界島」
<http://kikaijima-kankou.com/> ガイドの政井平進さん
- ③荒木中里遊歩道…別名「夕日の散歩道」。隆起サンゴ礁の上を通る約2kmの歩道で、海岸から内陸にかけて連続して自然植生が残されています。



- 国立公園とは何ですか？
●国立公園とは、自然公園法という法律に基づいて指定される「自然公園」の一種です。自然公園は、地域の自然そのものや自然風景を保護するとともに、それらをレクリエーションや教育などに活かすことを目的とした自然を主とする公園です。自然そのものや自然風景を保護することが目的となっているので、自然を保護する「保護地域」の一種とも考えられています。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がありますが、国立公園はその中でも我が国を代表する優れた自然の地域が指定され、いわば「国の宝」と言えます。現在、国立公園は全国に31カ所指定されており、国土面積の約6%を占めています。
- 国立公園に指定されると何もできなくなるのですか？
●国立公園は、その目的である自然そのものや自然の風景の「保護」のため、指定されれば一定の行為に規制がかかります（許可制又は届出制）。ただし、国立公園区域＝何もできないということではありません。国立公園の区域は、その保護の重要性の高低に応じて陸域では5種類、海域では2種類の地種区分（ゾーニング）がなされ、規制の強弱も地種区分により異なります。最も重要な地域は厳正に保護するため必要があるため厳しい規制がかかります（特別保護地区や第1種特別地域）が、事前に届出をすればいいという緩い規制の地域もあります（普通地域）し、住民生活等の維持のためにあらかじめ規制の適用を受けない行為も定められています。
- 国定公園との違いは何ですか？
●国定公園は、「国立公園」に準ずる優れた自然の地域が指定され、国立公園に次ぐ自然公園です。また、国立公園は国が指定し国が管理を行うのに対して、国定公園は国が都道府県の申し出に基づき指定して、
- 国立公園になるとどんな行為が規制されるのですか？
●建物の建築や道路・駐車場設置など工作物の新設増築、木竹の伐採（林業含む）、農地改良など土地の形状変更、土石・鉱物の採取・掘採（採石業含む）、河川・湖沼等の水位水量の増減（取水、ダムによるせき止め等）、水面の埋立・干拓、広告物の掲出等、建物や工作物の色彩の変更、動植物の捕獲採取・殺傷・損傷などがゾーニングに応じた強さで規制されます。
- 国立公園に指定されると庭木を切ったり、庭の石も拾えなくなるのですか？
●庭の木を伐ったり、石を拾ったり、庭の草刈りをするのは、当然できます。
- 国立公園に指定されると畑を耕すこともできなくなるのですか？
●現在畑になっているところで畑を耕すことに支障はありません。ただし、現在森林になっている・樹木が生えている場所で木を伐って畑にするには許可が必要になります。
- たんかん畑など果樹園の果樹を伐りたいが、許可申請が必要ですか？
●たんかん畑など農業用に栽培された果樹を伐るのに許可申請は必要ありません。

- 木が倒れそうになっていて、道路に落ちてきたり、家屋等を直撃しそうなので伐りたいが許可申請が必要ですか？
●通常、そのような危険木を伐るのに許可申請は必要ありません。（ただし、特別保護地区内の場合は除く）
- 台風等災害で家屋が壊れた場合も、許可申請しないと修理さえできないのですか？
●既存の家屋や工作物を元通りに修理する場合は許可は必要ありません。また、災害等で道路その他の施設が損壊し、すぐに応急の措置しなければならない場合には許可申請している時間などないですから許可申請は必要なく、事後の非常災害届出の提出で対応することができます。ただし、本格復旧工事をする場合は別に許可が必要になる場合もあります。
- 固有種以外の植物や果実の持ち込みや、栽培は出来ますか？
●国立公園内で最も規制が厳しい特別保護地区では全ての植物を対象に、植えたり、種をまいたりすることに規制がかかります

「奄美の国立公園、世界自然遺産って？」という方も多くいらっしゃるのでは？そこで、国立公園や世界自然遺産の基本的なことをQ&A形式で改めてご紹介します。

- 都道府県が管理を行う点が異なります。どちらも自然公園法に基づき管理がなされるので規制内容については同じです。
- 国立公園はいつ頃指定されるのですか？
現在、奄美大島の関係者と調整を行っているところです。調整が済めば、パブリックコメントの実施や審議会への諮問などの次の手続きを行いますので、指定時期は未定です。しかしながらできるだけ早期の指定を目指していきます。
- 集落や畑が国立公園に指定されることもあるのですか？
●国立公園は、単に自然がすばらしい場所指定されるわけではなく、自然の風景地として優れた場所が指定されますので、指定範囲は広範囲に及びます。このため、その区域内に集落や畑が含まれることもありえますし、集落景観や田園景観が優れていることが理由で指定範囲に含まれることもあります。



- が、それ以外の地域では、外来生物法で指定されている特定外来生物の持ち込みや栽培が規制対象になります。ただし、特定外来生物以外の外来生物で、生態系等に悪影響を及ぼすものは、一度繁殖してしまっただけでは対処が非常に難しいので慎重さも必要です。
- 国立公園になるとイノシシ狩もできなくなるのですか？
●最も規制が厳しい特別保護地区では、あらゆる動植物の採取、損傷、捕獲、殺傷が規制されます。このため、イノシシ狩にも規制がかかります（鳥獣保護法で許可された有害捕獲はOK）。特別保護地区以外の地域（特別地域や普通地域）では、イノシシ狩は規制されません。
- 新たに指定される国立公園と今既に指定されている奄美群島国定公園の関係は？
●新たに国立公園を指定するにあたり、奄美群島国定公園は国立公園に編入すべき区域は編入し、そうでない区域は指定解除になることを想定しています。